

令和4年度
第9回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和4年12月26日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和4年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和4年12月15日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和4年12月26日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和4年12月26日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和4年12月26日 13時37分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	○	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	△	19	立柳 優	○
10	高橋栄光	▲				

遅延：議席番号9 吉田晃 13:02着席 会長の議長就任説明より出席

議事録署名委員	議席番号 15番	向久保 勉	議席番号 16番	山本 範夫
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田村 春彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和查		
	農地調整係主事	澤口 頼太		
	農地調整係主事	恩賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号10番高橋栄光委員、体調不良のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和4年度八幡平市農業委員会第9回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、15番 向久保勉 委員、16番 山本範夫 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第9回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和4年12月以降の主な会議 行事等日程について、

2項目め。令和4年度第9回総会について、

3項目め。令和5年度農作業労賃標準額検討委員会委員の推薦について

以上、3項目の内容について、事務局から説明を行いました。

関係する質疑内容と回答内容を記載しております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

次のページの左上、協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。

協議を行った結果、1月10日午後4時に決定となりました。

2項目め。令和4年度いわて農林水産躍進大会についてとなります。

内容について協議を行ったところ、7ページの下側に記載したとおり決定されました。

3項目め。令和5年度下限面積（別段面積）の取り扱いについて

内容について協議を行ったところ、10ページの下側に記載したとおりとなりました。

以上、3項目について協議を行いました。改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項及び、協議事項で事務局より「2項目め」と「3項目め」の説明を行う事としております。

関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

小山田委員から提案が出されたことを受け、立柳会長より研修の必要性についての発言があり、本日の農業委員会研修会で、二戸市役所の漆産業課より講師を招いて、研修を行うこととなりました。

続いて、就農相談会に出席した中村委員より当日の内容と感想が述べられ、運営委員により情報交換が行われた。

なお、後ほど行う農業委員会議で当日に参加した中村委員と阿部委員の2名が、当日の内容と所感を含めた報告を行う事としております。

続いて竹田委員より質問が出され、会長や運営委員及び事務局により情報交換が行われました。

続いて、立柳会長から情報提供が行われ、運営委員により情報交換が行われました。

続いて、事務局から1件の情報提供等を行いました。

内容は、八幡平市議会第4回定例会で出された議員からの質問に対し、農業委員会に関する内容の報告を行った旨の報告を行いました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和4年度第9回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和4年12月26日 運営委員長 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第9回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 12 ページをご覧ください。

令和 4 年 11 月 24 日から令和 4 年 12 月 25 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 6 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

かた括弧 6 番の 12 月 1 日受付の分ですが、当初は現場である平館地区の基盤整備箇所にも別の自分の土地から土を取り出して入れたいという相談でして、基盤整備は県の公共工事扱いということで、省略で進めておりましたが、申請者が申請したいという申出がありまして、現場は昨年の方に土を入れましたが、書類のやりとりだけ後処理になったものです。土は全部で 4,000 m²弱入れたそうですが、条例で 1,000 m²しか申請できないので、4 回に分けての 3 回目の申請です。来月が最終回となります。

次に、かた括弧 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 12 月 14 日の水曜日でございます、12 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は農業委員の 4 番委員菊田健生委員、農業委員の 12 番委員、竹田和夫委員、推進委員の西根南地区の 6 番委員工藤彰委員、推進委員の西根北地区の 4 番委員中村政宏委員、推進委員の松尾地区の 6 番委員高橋光廣委員の 5 名でございます。

また、事務局からは澤口主事と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は6件です。

申請番号1：松尾第25地割6-1、畑、1,007㎡を含む19筆11,487㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が自己保全管理及び水稻を作付しており、権利取得後も同様に管理作付予定です。

申請番号2：大更第46地割198、田、1,012㎡を含む2筆1,586㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後は水稻を作付予定です。

申請番号3：田頭第18地割47、田、1,610㎡を含む3筆2,259㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4：野駄第2地割473-1、田、379㎡を含む3筆2,035㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号5：野駄第22地割168、田、492㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。なお、令和4年度は、後藤川地区基盤整備対象農地として工事中です。

申請番号6：平館第23地割16、畑、501㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 菊田健生 委員に願います。

4番（菊田委員）

4番 菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は、松野小学校を中心に約1km以内に点在しています。現況は、田は水稻の刈り取りが終わった状態で、畑は保全されておりました。

申請番号2番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.2kmの地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号3番ですが、位置は、田頭小学校から北へ約400mの地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号4番ですが、位置は、松尾八幡平I.Cから北東へ約300mの地点です。現況は、水稻の刈り取りが終わった状態でした。

申請番号5番ですが、位置は、八幡平市役所から南へ約50mの地点です。現況は、後藤川地区基盤整備の対象農地として工事中でしたが、整備後は、水稻を作付予定とのことでした。

申請番号6番ですが、位置は、平館高等学校から西へ約1kmの地点です。現況は、保全されておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

8番委員（松村委員）

はい。

議長（立柳会長）

はい、松村委員。

8番委員（松村委員）

総会資料の2ページの1番の申請を見ると、貸す人の面積も借りる人の面積も同じけども、これは新規就農の申請になるのでしょうか？

事務局（恩賀主事）

この申請は親子間の同じ世帯の貸借なので、貸す側も借りる側も同じ面積となります。

議長（立柳会長）

ほかに質疑・討論は、ございませんか？

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

関係資料3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第15地割164-1、田、438㎡です。現況は、草木が生い茂り、雑種地化しておりました。

申請番号2：比路平30-67、畑、9,022㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号3：比路平6-1、畑、4,575㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

申請番号4：比路平8-1、畑、4,058㎡です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 菊田健生 委員にお願いいたします。

4番（菊田委員）

4番の菊田健生です。

申請番号1番ですが、位置は、大更小学校から南東へ約1.1kmの地点です。現況は、草が生い茂り、雑種地化しておりました。申請地は圃場条件が悪く、平成10年頃から耕作出来なかったことで雑種地化したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、田山支所から北へ約3kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く、平成元年頃から耕作出来なかったことで山林化したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は、田山支所から北へ約2.9kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く、平成元年頃から耕作出来なかったことで山林化したとのことでした。

申請番号4番ですが、位置は、田山支所から北へ約2.8kmの地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く、平成5年頃から耕作出来なかったことで山林化したとのことでした。

いずれの農地も非農地化され20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをご覧ください。

今月の申請は、更新121件、新規47件の全168件です。更新は、賃貸借権設定97件、使用貸借権設定24件です。新規は、賃貸借権設定29件、そのうち中間管理機構を通した申請が11件、使用貸借権設定は15件で、そのうち中間管理機構を通した申請が14件です。また、所有権移転は3件、そのうち中間管理機構を通した申請が1件です。

まずは、更新の賃貸借権設定です。

申請番号1番～38番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号39番～60番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号61番～77番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号78番～97番は 安代地区に係る申請です。

次に、更新の使用貸借権設定です。

申請番号 98 番～106 番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号 107 番～110 番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号 111 番～120 番は 松尾地区に係る申請です。

申請番号 121 番は 安代地区に係る申請です。

次に、新規の貸貸借権設定です。

申請番号 122 番～129 番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号 130 番～134 番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号 135 番～139 番は 安代地区に係る申請です。

次に、新規の使用貸借権設定です。

申請番号 140 番は 西根南地区に係る申請です。

次に所有権移転です。

申請番号 141 番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号 142 番は 安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への 一時貸付または転貸での 貸貸借権設定です。

申請番号 143 番～147 番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号 148 番～153 番は 松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への 一時貸付または転貸での 使用貸借権設定です。

申請番号 154 番～161 番は 西根南地区に係る申請です。

申請番号 162 番～165 番は 西根北地区に係る申請です。

申請番号 166 番～167 番は 松尾地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構を通じた所有権移転です。

申請番号 168 番は西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の 36 ページから 60 ページに掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号32番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 7 番 國司功 委員の退席を求めます。

（7 番 國司功 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号32番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号32番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号32番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号7番 國司功 委員の着席を求めます。

（7番 國司功 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

ここで、議長を交代します。三浦美恵子 会長職務代理者 議長席に登壇願います。

（立柳会長は19番席に着席）

（三浦会長職務代理者は議長席に着席）

議長（三浦会長職務代理者）

これより、八幡平農業委員会会議規則 第8条第2項の規定により会長の職務を代理し、議長を務めます。

引き続きまして、申請番号70番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号19番 立柳優 委員の退席を求めます。

（19番 立柳優 委員 退席確認）

議長（三浦会長職務代理者）

これより、申請番号70番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長職務代理者）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号70番の案件について採決いたし

ます。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長職務代理者）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長職務代理者）

よって、申請番号70番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号19番 立柳優 委員の着席を求めます。併せて、議長を交代します。立柳会長は議長席に登壇願います。

(三浦会長職務代理者は 18 番席に着席)

(立柳会長は会長席に着席)

議長（立柳会長）

これより、申請番号 32 番、70 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号32番、70番を除く議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号 32 番、70 番を除く議案第 3 号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時37分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年1月25日

会 長 _____

15 番委員 _____

16 番委員 _____

令和4年度

第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和4年12月26日（月）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第9回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 5 閉 会